

2026 年度

愛知学院大学大学院

法学研究科

法律学専攻

後期一般入学試験問題

解答および解答例・出題の意図

博士後期課程 春季入学試験

一般入試（2026年1月24日実施）

【専修科目】

民法研究

〈出題の意図〉

1. 嫡出推定、認知等にかかわる問題である。女性同性カップルであれば、現行法の解釈で対応可能との見解があるが、男性同性カップルの双方が子の実親となるのは困難である。男性同性カップルと女性同性カップルとで扱いを異にするのを是とするのか、あるいは同様の扱いができるように法改正を行うのか。また、そもそも誰を子の法的な親とするかについては、国によって考え方が異なっている。これらを踏まえて私見を述べてもらいたい。
2. 裁判例（最判昭和41年5月19日民集20巻5号947頁、最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁等）に言及しつつ、特別受益（民法903条4項）、配偶者短期居住権（民法1037条以下）、配偶者居住権（民法1028条以下）等について論じてもらいたい。

【外国語】

一般外国語

〈出題の意図〉

法学研究科法律学専攻の後期課程において必要と考えられる法律学に関する英語文献を読解できるかを評価する出題とした。

〈出典情報〉

Joseph William Singer, *The Edges of the Field: Lessons on the Obligations of Ownership* (Beacon Press, 2000)

専門外国語

〈解答例〉

離婚率は時代とともに変動する。Cherlin は次のように述べる。「婚姻が離婚に終わる全体的なリスクは、1980年頃をピークに減少しているように見える。その時代の婚姻の半分は離婚に終わるが、近年の婚姻については、生涯での離婚の水準は、それほど高くないようである。離婚率は学歴によって異なる。1960年代から1970年代には、婚姻が離婚に終わる確率がすべてのグループで急激に上昇した。しかし、それ以降、離婚の確率は、学歴の低い人々の間ではおおよそ同程度のままか、あるいはむしろ上昇しているのに対して、配偶者が大学の学位を有する夫婦間では下降している」。2020年には、離婚率は歴史的な低水準を記録した。

離婚は古代にも存在していた。古代ギリシャにおいては、アテネ市民は統治者 (magistrate) に離婚を申立てることができた。ローマにおいても離婚は認められていた。カトリック教会がヨーロッパにおいて勢力を強めるにつれ、家族関係 (domestic relations) に関する法は教会の管轄下におかれるようになった。教会は婚姻を神によって制定された秘跡 (sacrament) であると捉え、10世紀までには離婚を認めないようになった。

教会法の下では、完全な離婚 (complete divorce)、すなわち婚姻の絆からの離婚 (divorce a vinculo matrimonii) は認められなかったが、教会は、「法的別居 (legal separation)」、すなわち卓床離婚 (divorce a mensa et thoro) は認めていた。卓床離婚は、婚姻夫婦に別居を認めるものであった。しかし、重要なのは、婚姻は維持されたということである。現在でも、法的別居は認められているが、絶対的離婚 (absolute divorce) が容易に認められ、破綻した夫婦の多くが離婚を選択するため、法的別居が利用されることはめったにない。ではなぜ、今日、離婚ではなく法的別居を選択する夫婦がいるのだろうか。配偶者の一方が慢性的な病

気を抱えているという家庭もある。病気の配偶者がもう一方の配偶者の医療保険に加入している場合、離婚をすると、その保険は最終的に終了してしまう。婚姻を維持したまま法的別居をするのであれば、彼らは「今まで通り婚姻している」ので、医療保険を継続できる可能性がある。別居している夫婦の中には、離婚という最後の一步を踏み出したくないという理由から、法的別居を選択するものもいる。

教会は、卓床離婚を認めることに加えて、婚姻の無効 (annulment) も認めていた。

私たちが、現在、理解している意味での離婚、すなわち婚姻の絆からの離婚は、イングランドでは、1857年まで、認められていなかった。それ以前は、ごく一部の富裕層だけが、議会制定法、すなわち立法による離婚 (legislative divorce) によって離婚を認められていた。合衆国が国家として成立した頃は、立法による離婚が利用可能であり、しばしば利用された。19世紀を通じて、各州の立法部が裁判所に離婚を認める権限を付与するようになるにつれて、立法による離婚は次第に廃れていった。

〈出典情報〉

John E. B Myers

Family Law in a Nutshell 8th ed.

West Academic Publishing